

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における 定額減税実施に際しての地方行財政への配慮について

コロナ禍を乗り越え改善しつつある我が国の経済を更なる成長軌道に乗せていくため先般閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、物価高による国民の負担を緩和することを目的として、令和6年度税制改正において令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を実施するとの施策が示されている。

日本の人口の約3割が居住する九都県市において、減税を確実に実施し、あわせてあらゆる住民サービスを継続的かつ安定的に実施していく上で、以下の3点を要望する。

- 1 個人住民税の減税による減収分については、地方債による措置を行わず、国の責任において、その全額を地方特例交付金として確実に措置すること。また、交付時期等について地方の財政運営に配慮すること。
- 2 所得税は地方交付税の原資であることから、その減税により、地方の固有財源である地方交付税について、地方の必要額の確保に影響を生じさせないこと。
- 3 個人住民税の減税を行うためには、税務システムの緊急的な改修等が必要となることから、早期かつ十分な情報提供を行うとともに、全ての自治体において財政負担が一切生じることのないよう、国の責任において確実に財源を措置すること。

令和5年11月22日

総務大臣 鈴木 淳 司 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市 長	山中 竹春
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	神谷 俊一
	さいたま市 長	清水 勇人
	相模原市 長	本村 賢太郎